

第二次多摩市地球温暖化対策実行計画

【公共施設編】

(平成 25 年度～平成 34 年度)



平成 2 5 年 3 月

多 摩 市

～美しい地球環境を次世代へつなぐために～

温室効果ガスを削減し、地球に優しい多摩市の実現へ

今を生きる私たちにとって、地球温暖化は全人類が抱える大きな問題のひとつであると言えます。電気・ガス・水道が行き届き、また自動車が普及した現代では、昔と比べると、私たちは豊かで快適な生活を送ることができています。一方でその裏では、大量の化石燃料の消費による膨大な温室効果ガスを排出し続けてきました。それは、目に見えるものではなく、私たちはその影響の大きさにすぐに気付くことができませんでした。しかしながら、近年、温室効果ガスの増加による地球温暖化が原因と思われる異常気象の頻繁な発生が私たちの身のまわりでも顕著になり、誰もが見過ごすことのできない問題として受け止められるようになりました。国際的にも日本国内においても、今、地球温暖化防止に向けた取り組みが喫緊の課題として進められているところです。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災による電力不足の問題は、これまでの我が国のエネルギー政策や私たちのエネルギー利用のあり方を考え直すきっかけとなりました。日々の暮らしや経済活動における省エネルギーの更なる取り組みや、自然エネルギーの推進が今、大きく求められています。このことは、同時に、これまでの化石燃料の燃焼などをはじめとしたエネルギー生産のあり方を改善することにつながり、温室効果ガスの削減、地球温暖化対策の観点からも必要な取り組みと言えます。

これらの取り組みは、豊かな生活に慣れてしまった私たちにとって、決して簡単に進められるものではありません。しかしながら、この美しい地球環境を次世代に受け継いでいくために、私たちの知恵と工夫をもってすれば、これを乗り越えていくことができるはずです。

この計画は、多摩市が一事業者として実施する、公共施設における事務事業によって発生する温室効果ガスを削減し、市が率先して地球温暖化対策を展開するために、これまでの「第一次多摩市地球温暖化対策実行計画」を改訂したものです。本計画による取り組みを実行していくうえでは、来庁される市民のみなさんや公共施設をご利用いただく市民のみなさんをはじめとして、ご不便をおかけすることも出てくることあると思われれます。それでも、この大きな問題を乗り越えていくために、是非とも市民のみなさんのご理解ご協力をお願いいたします。

地球に優しい多摩市の実現を目指して ―

— 目 次 —

1. 計画策定の背景

(1) 地球温暖化とは	1
(2) 地球温暖化対策の取り組み	1
①国際的な動き	
②日本国内の動き	
③東京都の動き	
(3) 本市のこれまでの取り組み	3
①前計画（多摩市地球温暖化対策実行計画〔後期〕）の取り組み状況	

2. 計画の趣旨

(1) 計画の目的及び位置付け	5
(2) 計画策定にあたっての考え方	5
(3) 計画期間と基準年度	6
①計画期間	
②基準年度	
(4) 計画の対象範囲	6
①対象とする事務・事業	
②対象とする組織・施設	
③対象とする職員	
(5) 計画の対象とする温室効果ガス	8

3. 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

(1) 市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出状況	9
(2) 削減目標	11

4. 温室効果ガスの排出削減目標に向けた取り組み

日常的に実践する基礎的取り組み

(1) 省エネルギー対策の推進	14
①照明機器の適正な使用の推進	
②空調機器の適正な使用の推進	
③OA 機器（パソコン等）の適正な使用の推進	
④その他電気使用機器の適正な使用の推進	
⑤公用車の適正な使用の推進	

(2) 省資源化対策の推進	15
①紙類の削減の推進	
②環境配慮製品等の利用の推進	
(3) ごみの減量と発生抑制と資源化の推進	16
①分別・資源化の徹底	
②マイバック・マイ箸・マイカップ・マイボトル使用等の推進	
③ファイル、クリップ等 事務用品の有効活用・再利用の促進	
(4) 環境配慮行動意識に関する普及啓発	17
①温室効果ガス排出状況の見える化と把握	
②地球温暖化対策に関わる情報共有の推進	
③地球温暖化対策・環境保全に関する研修の実施	
④その他、環境配慮行動実践に向けての意識喚起	

施設整備等の長期的取り組み

(1) 省エネ設備・機器等の導入	18
①照明機器の高効率化	
②空調機器の高効率化	
③給湯機器の高効率化	
④その他設備等の省エネ化の推進	
(2) 緑化・雨水等の推進	18
①緑化の推進	
②雨水利用の推進	
(3) 再生可能エネルギー（自然エネルギー）の導入	19
①太陽光発電設備の導入推進	
②その他再生可能エネルギー（自然エネルギー）の導入	

5. 計画の推進体制及び進行管理

(1) 推進体制	20
①推進組織	
②地球温暖化対策推進責任者と推進員の設置	
(2) 計画の進行管理	21
(3) 温室効果ガスの排出量の算定	22
①二酸化炭素（CO ₂ ）	
②メタン（CH ₄ ）	
③一酸化二窒素（N ₂ O）	
(4) 温室効果ガス排出量把握の手法	22
(5) 目標達成に向けたスキーム	24
【参考】対象施設一覧	29

1. 計画策定の背景

(1) 地球温暖化とは

地球温暖化は、18 世紀に始まった産業革命以降、工業化により石炭・石油・天然ガスなどの化石燃料の使用が急増したことで、大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。気温が急激に上昇すると、海面水位の上昇、豪雨や干ばつなどの異常現象の増加、生態系への影響、砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加といった影響があると言われ、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性があります。

地球温暖化についての科学的・技術的・社会経済学的な見地から包括的評価を行う政府間機構である「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」が発表した第 4 次評価報告書 (2007 年) では、「大気や海洋の世界平均温度の上昇、雪氷の広範囲にわたる融解、世界平均海面水位の上昇が観測されていることから、気候の温暖化には疑う余地がない」と断言しています。また、21 世紀末までの予想される気候変動として、1.8～4.0℃の気温上昇、18～59 cmの海面水位上昇が報告されています。

(2) 地球温暖化対策の取り組み

① 国際的な動き

「地球温暖化」は、全世界的な問題として取り組みが進められてきました。今から 20 年前の 1992 年に、「地球温暖化」の防止に向けた第 1 歩として、国連気候変動枠組条約が採択されました。同年の国連環境開発会議 (地球サミット) で、世界中の多くの国々が署名を行い、1994 年に条約が発効されます。これを受けて締約国会議が第 1 回目のドイツのベルリン (COP1) から始まり、「温室効果ガスの排出および吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力のある目標」を定めることが決められました。

1997 年には、京都会議 (COP3) において京都議定書が採択され、このなかで、我が国については、温室効果ガスの総排出量を「2008 年から 2012 年」の第一約束期間に、1990 年レベルから 6%削減するとの目標が定められました。

また 2009 年開催のコペンハーゲン会議 (COP15) では、日本は、「すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として、2020 年までに、1990 年比で 25%の温室効果ガス削減」という目標を表明しました。

昨年末には、南アフリカで開催された COP17 において、2012 年末で第一約束期間を終える京都議定書について 2013 年以降の京都議定書第二約束期間設定に関する合意がなされたところですが、日本は第二約束期間への参加はしないことになりました。これについては、主要国すべてが参加するものでないことから、公平性・実効性に問題を抱えているとの観点から国としての立場を表明したものであり、引き続き国際社会と協力して地球温暖化対策を進めていくものとしています。

② 日本国内の動き

このような国際的な動きを受けて、我が国では、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という）」が平成 11 年 4 月に施行されています。この法律は、地球温暖化対策への取り組みとして、国・地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、それぞれが地球温暖化に対する取り組みを促進するための法的枠組みを定めたものです。これにより、地方公共団体は、自らの事務及び事業に伴い発生する温室効果ガス排出量の削減等のために目標や措置を定めた地方公共団体実行計画の策定が義務付けられました。

また、京都議定書の発効を受けて、平成 17 年 4 月に「京都議定書目標達成計画」を策定し、京都議定書で定めた温室効果ガス 6%削減達成に向けた基本的な方向性と温室効果ガスの排出削減・吸収等に関する具体的な対策・施策が定められました。この計画は、平成 20 年 3 月に全部改定が行われ、排出抑制対策・施策の推進により、基準年比から 0.8%～1.8%削減するとともに、森林吸収源、京都メカニズムを合わせて 6%削減達成できるとされました。さらに、長期的には、2050 年度までに現状から 60～80%の温室効果ガス削減を目標に掲げた低炭素社会づくり行動計画を平成 20 年に策定しました。

平成 22 年 3 月には、温室効果ガスの排出量を 2020 年までに 1990 年比で 25%削減することを目標とした「地球温暖化対策基本法案」が閣議決定されました。このなかでは、具体的重要施策として、国内排出量取引制度・地球温暖化対策ための税導入・再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度が明記されました。その後、国内排出量取引制度については先送りとなりましたが、平成 24 年には再生可能エネルギーの固定価格買取制度及び環境税がそれぞれ導入されています。

しかしながら、平成 23 年に発生した東日本大震災による原子力発電所の事故を受け、原子力発電所のあり方、また、エネルギー政策を抜本的に見直すこととなりました。このことから、中長期的な原子力発電の比率を含めたエネルギー政策を見直した上での温室効果ガス削減目標の再設定が必要とされ、「地球温暖化対策基本法案」は廃案となり、現在、ゼロベースからの見直しが進められているところです。

③ 東京都の動き

東京都では、平成 20 年に「東京都環境基本計画」を策定し、2020 年までに温室効果ガス排出量を 2000 年度比で 25%削減することを目標に掲げました。そして、その実行プログラムとして、「カーボンマイナス東京 10 年プロジェクト」を展開しています。

なかでも、同年、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）」を改訂し、導入した「大規模事業所に対する温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」は、EU などで取り組みが進んでいる排出権取引引きを日本で初めて実現したもので、オフィスビルなどの業務部門なども対象としたものは世界初でも初めての取り組みとなりました。

また、東日本大震災による原子力発電所の事故を受け、電力会社に依存しない自立・分散型のエネルギー供給体制を目指して、再生可能エネルギーの普及推進を図るとともに天然ガス火力発電所の都内への建設を計画しています。

(3) 本市のこれまでの取り組み

本市では、「環境の保全、回復及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保すること」を目的に平成10年に「多摩市環境基本条例」を制定しました。

この環境基本条例の基本理念を実現していくため「多摩市環境基本計画」を平成13年に策定し、具体的な方針や施策等を定めました。また、計画の目標達成状況やの実施状況について、市民・事業者・有識者で構成される多摩市みどりと環境審議会（平成21年度までは多摩市環境審議会）の認証を受ける多摩市独自の環境マネジメントシステムを実施しています。

「多摩市環境基本計画」は昨年、「多摩市みどりと環境基本計画」として全面改訂を行いました。この計画は、これまでの「多摩市環境基本計画」の内容に、環境施策と密接に関連してくる自然環境保護分野を加え、自然環境保護分野施策と環境分野施策を一体的に進めていくものです。このなかの地球環境分野の施策のひとつに温室効果ガス削減の取り組みを定めています。

また、この計画と温対法を受けて、一事業所としての多摩市役所の温暖化対策の取り組みとして、平成15年に「多摩市地球温暖化対策実行計画（前期）」を策定し、平成19年には後期計画として改訂を行い、温暖化対策を進めてきました。

① 前計画（多摩市地球温暖化対策実行計画〔後期〕）の取り組み状況

○前計画の概要

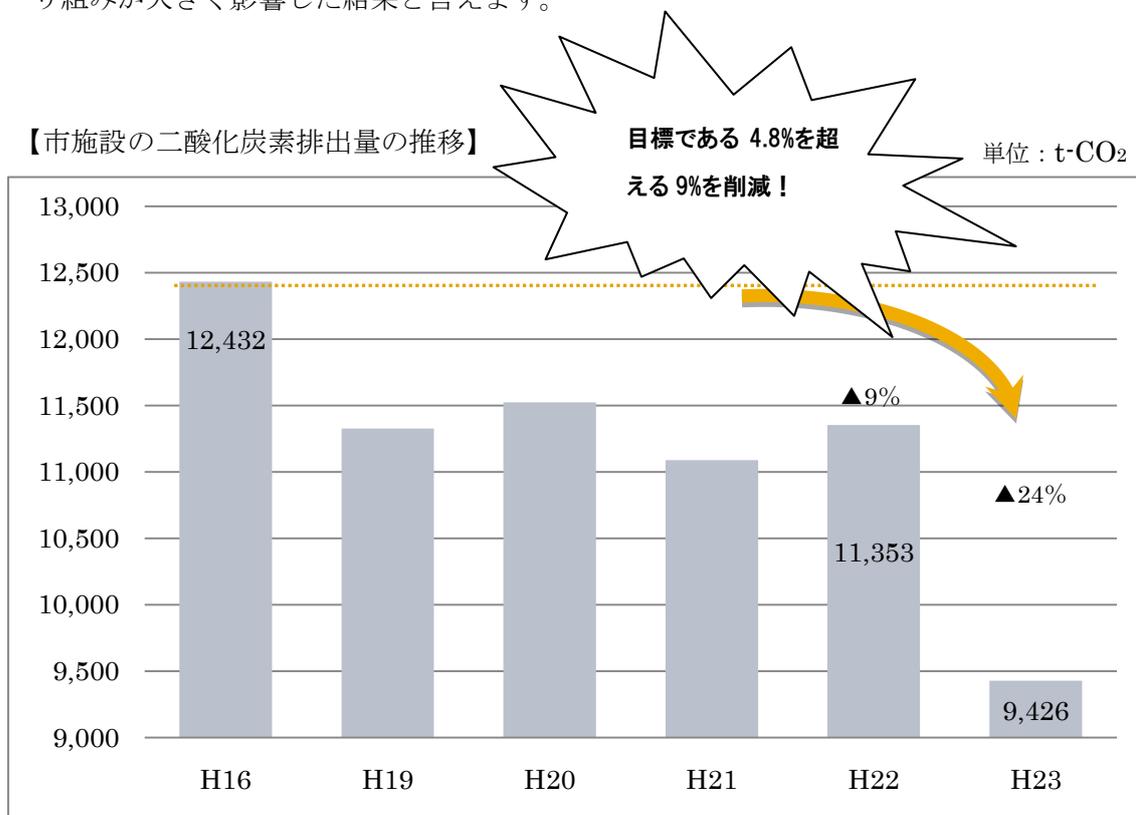
- ・計画期間 平成19年度～平成22年度（4年間）※
- ・計画の対象とする温室効果ガス 二酸化炭素（CO₂）
- ・対象施設および職員 多摩市内にある多摩市の全ての施設及び組織、職員
- ・対象エネルギー 電気、都市ガス、ガソリン、軽油、灯油、LPG、CNG
- ・削減目標 二酸化炭素排出量（CO₂）を、平成22年度までに、平成16年度レベルから4.8%削減

※平成23・24年度について

本計画は、上位計画である多摩市みどりと環境基本計画との内容や整合性を図る必要があり、その制定が平成24年度となったことから、平成23・24年度については、前計画（多摩市地球温暖化対策実行計画〔後期〕）の目標や取り組みを準用しました。

○目標の達成状況

平成22年度の二酸化炭素排出量は 11,353t-CO₂ で、基準年である平成16年度から約9%の削減となり、目標を達成しました。また、平成23年度については、約24%という大幅な削減となりましたが、これは東日本大震災に伴う緊急措置的な節電の取り組みが大きく影響した結果と言えます。



※表記の二酸化炭素排出量は、前計画で対象とする温室効果ガス等に基づいて算出したものです。新計画と比較すると、前計画では、対象とする温室効果ガスは二酸化炭素のみでありメタンや一酸化二窒素が含まれていません。対象施設についても多摩市内の施設のみで八ヶ岳少年自然の家が含まれておらず、対象エネルギーも電気・都市ガス・ガソリン・軽油・灯油・LPG・CNGのみとなっています。また、対象温室効果ガス排出量算定時の排出係数についても異なっています。

このようなことから、同年度であっても、新計画（新計画の基準年度である平成22年度）との温室効果ガス排出量に相違が生じ、前計画で算出した方が低い数値になります。

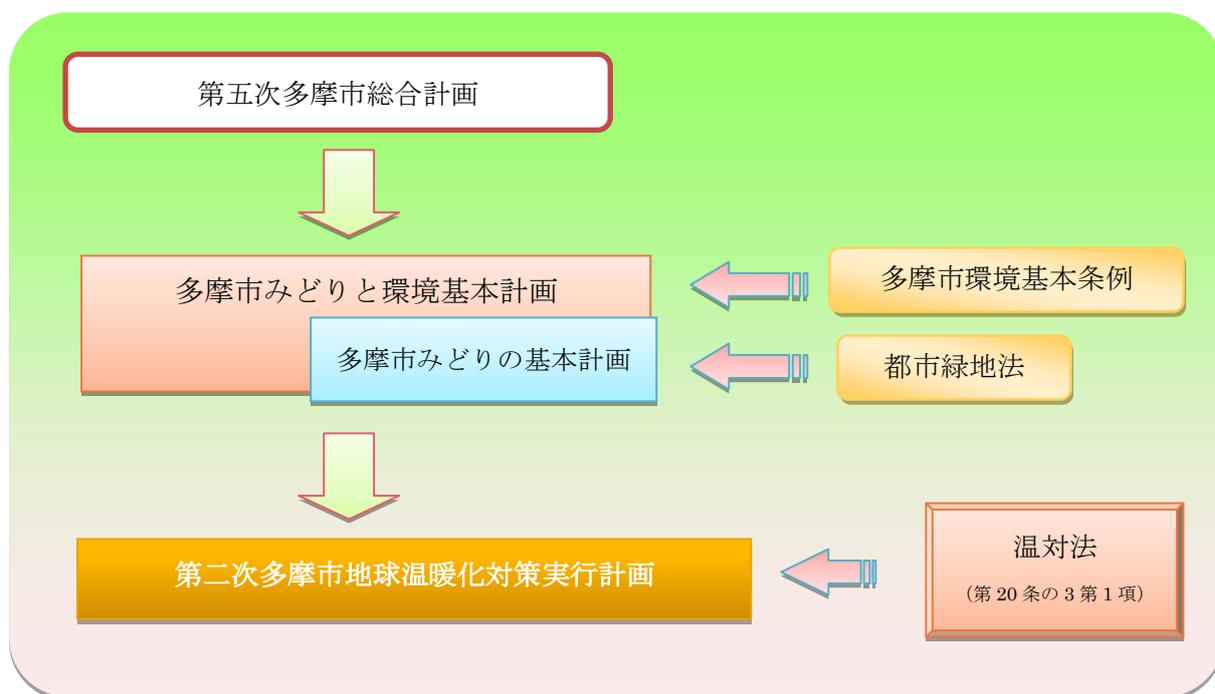
2. 計画の趣旨

(1) 計画の目的及び位置付け

この計画は、温対法第 20 条の 3 第 1 項に基づき、本市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量を削減するための措置を定めるものです。

また、「第五次多摩市総合計画」の下位計画であり、市の環境分野に関する総合的な計画である「多摩すみどりと環境基本計画」の地球温暖化防止に関連する諸施策と整合性を図って、市が率先して実行する計画として制定しています。

なお、本市域の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策の計画策定については、今後検討していきます。



(2) 計画策定にあたっての考え方

本計画は温対法に基づき策定する計画ですが、温対法施行以降、「エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という）」の改正、「東京都都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）」の改正により、エネルギー使用量・温室効果ガス排出量の届出等が本市にも義務づけられ、温対法以外でも、温暖化対策や省エネルギー対策を推進するための制度が整備されています。

このため、本計画は、これらの制度との整合性を図り、温室効果ガスの削減・省エネルギー対策の推進に向けた具体的取り組みを規定していきます。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災による原子力発電所の事故は、我が国のエネルギー政策に大幅な見直しを迫ることとなり、慢性的な電力不足に直面すること

となりました。震災直後は緊急的な措置として計画停電が実施され、国をあげての節電の取り組みが必要となりました。また、大口需要家に対しては、政府による電力使用制限令も発動されました。本市においても、公共施設の輪番休館や街路灯・公園灯の部分減灯等をはじめとした節電対策を実施してきました。今後も夏季や冬季の電力需要が高まる時期においては、計画外停電のリスクも想定されるなかでは、市が率先して節電に努めていく必要があります。

こうしたことから、本計画においても、温室効果ガスの削減・省エネルギー対策の推進につながる節電対策を実施していくこととします。

(3) 計画期間と基準年度

① 計画期間

本計画の期間は、多摩市みどりと環境基本計画との整合性を図り、平成 25 年度（2013 年度）から平成 34 年度（2022 年度）の 10 年間とします。

なお、社会経済情勢や環境を取り巻く状況の変化に対応するため、5 年ごとに見直しを行うこととします。

② 基準年度

計画の基準年度は平成 22 年度とします。これは、最新データである平成 23 年度が、東日本大震災に起因する原子力発電所の事故により夏期・冬期において深刻な電力不足が見込まれたことから、国をあげての節電対策が行われたため、例年より大幅にエネルギー使用量が抑えられたため、基準年度として馴染まないためです。

(4) 計画の対象範囲

① 対象とする事務・事業

計画の対象とする事務・事業の範囲は、本市が行う全ての事務・事業とします。

② 対象とする組織・施設

多摩市及び多摩市教育委員会等が管理している全ての公共施設（指定管理者制度導入施設等、委託により運営している施設も含みます）及び公用車両・バイクを対象とします。

【主な対象施設】

<市長部局>		
所管部署		施設名
総務部	総務契約課	市庁舎、各倉庫
	防災安全課	各防災倉庫、各分団詰所
市民経済部	市民課	各出張所
くらしと文化部	市民生活課	消費生活センター
	市民活動支援課	ヴィータ・コミュニネ、各老人福祉館、各地区市民ホール
	文化スポーツ課	武道館・陸上競技場、総合体育館
	ごみ対策課	資源化センター
子ども青少年部	子育て支援課	各保育園、子育て総合センター
	児童青少年課	各児童館、各学童クラブ
健康福祉部	健康推進課	健康センター
都市環境部	道路交通課	街路灯、各自転車等保管所、各駐輪場
	みどりと環境課	各公園、各公衆便所
	下水道課	各ポンプ施設、各排水樋管
<教育委員会部局>		
教育部	教育振興課	各小・中学校、社会教育施設、旧多摩聖蹟記念館、八ヶ岳少年自然の家
	永山公民館	永山公民館
	関戸公民館	関戸公民館
	図書館	各図書館
	学校給食センター	各調理所
	教育指導課	教育センター
<指定管理施設等の公共施設>		
くらしと文化部	市民活動支援課	各コミュニティセンター、パルテノン多摩、多摩市立温水プール
健康福祉部	福祉総務課	総合福祉センター
	高齢支援課	各デイサービスセンター
	障害福祉課	コラボたまワークセンターつくし

③ 対象とする職員

多摩市及び多摩市教育委員会等の常勤職員、非常勤職員及び指定管理者導入施設や委託により運営している施設の職員を対象とします。

(5) 計画の対象とする温室効果ガス

計画の対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項に規定されている温室効果ガスのうち、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）とします。その他の温室効果ガス（ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆））について、HFCは排出量の把握が困難であること、またPFC及びSF₆については今現在排出実績がなく、今後も排出される見込みはないことから、対象から除くものとします。

【参考】温室効果ガスの種類と市の事務・事業からの主な発生源

温室効果ガスの種類	市の事務・事業からの主な発生源
二酸化炭素（CO ₂ ）	・電気、ガス、化石燃料等の燃焼 など
メタン（CH ₄ ）	・ガス冷房機、コンロ、ストーブ等の使用 ・自動車の走行 など
一酸化二窒素（N ₂ O）	・ガス冷房機、コンロ、ストーブ、非常用 発電機等の使用 ・自動車の走行 など
ハイドロフルオロカーボン （HFC）	・カーエアコン、冷蔵庫の冷媒 など
パーフルオロカーボン （PFC）	※具体例（公共施設からの発生はありません） ・半導体の洗浄ガス など
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	※具体例（公共施設からの発生はありません） ・高圧変電設備の絶縁ガス など

※本計画の対象外とします。

※本計画の対象外とします。

※本計画の対象外とします。

3. 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

(1) 市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出状況

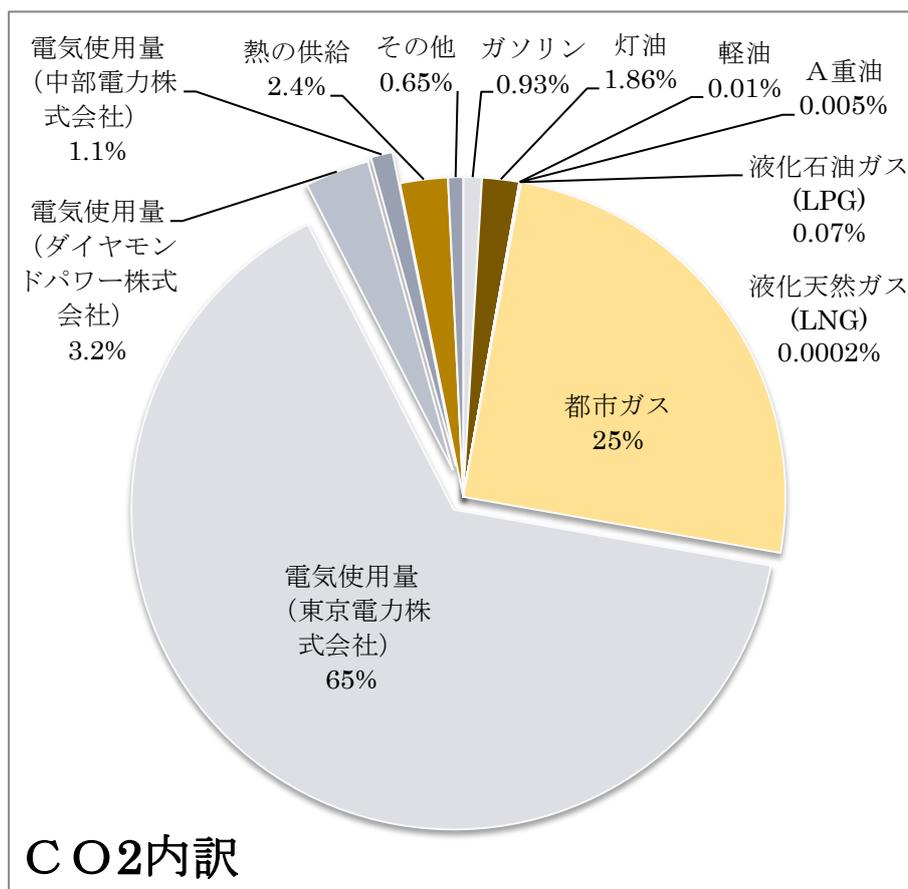
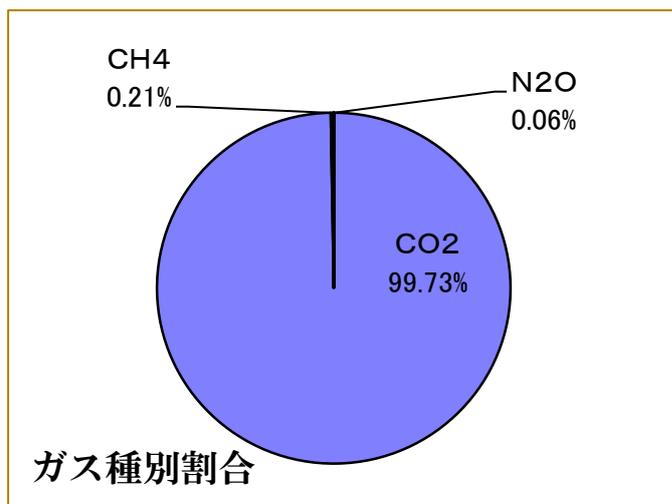
本計画の基準年である平成22年度温室効果ガスを二酸化炭素に換算すると、総排出量が12,313 t-CO₂であり、温室効果ガスの種別ごとで見ると、二酸化炭素(CO₂)が12,279t-CO₂、メタン(CH₄)が26 t-CO₂、一酸化二窒素(N₂O)が8 t-CO₂となっており、二酸化炭素(CO₂)が全排出量の99.7%を占めます。二酸化炭素(CO₂)排出量のうち、電気使用量が約70%と、そのほとんどを占めています。

そのため、電力使用量の削減に向けた取り組みが重要となってきます。

【平成22年度 市有施設からの温室効果ガス排出状況】

	燃料種	排出量 (t - CO ₂)
エネルギー起源二酸化炭素	ガソリン	115
	灯油	229
	軽油	2
	A重油	0.6
	液化石油ガス (LPG)	9
	液化天然ガス (LNG)	0.03
	都市ガス	3,063
	電気	8,486
	熱 (蒸気 (産業用除く))	294
	その他	80
		小計
	排出要因	排出量 (t - CO ₂)
メタン	自動車の走行	26
	燃料の使用	
一酸化二窒素	自動車の走行	8
	燃料の使用	
温室効果ガス総排出量 (二酸化炭素換算)		12,313

【平成22年度 市有施設からの温室効果ガス排出状況内訳】

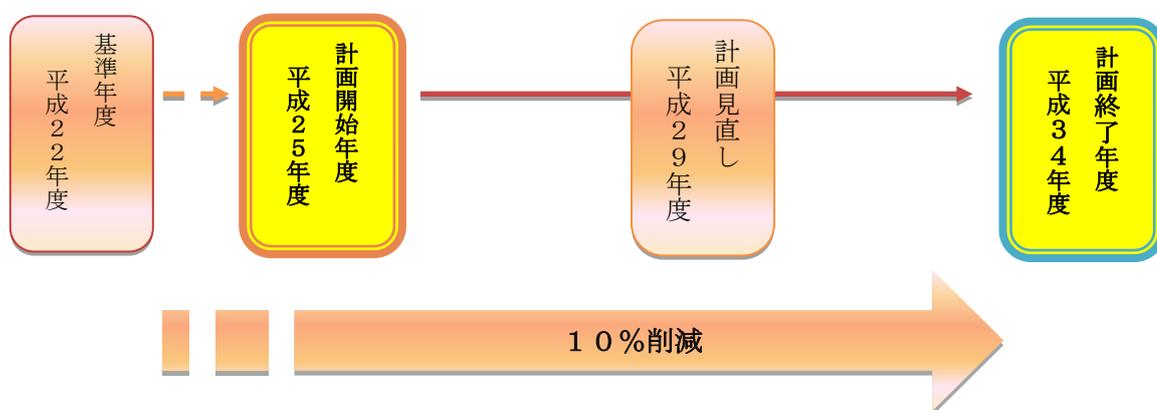


(2) 削減目標

【目標】

平成 34 年度までに温室効果ガスの排出量を平成 22 年度の実績から
10%削減します

毎年 1%ごとの着実な削減を図り、平成 22 年度の実績から、平成 29 年度までに 5%の削減、平成 34 年度までに 10%の削減を目指すこととします。



※目標設定にあたっての考え方

省エネ法の改正により、多摩市役所（市長部局・教育委員会）は特定事業者として指定され、市有施設のエネルギー使用について、中長期的にみて年平均 1%以上のエネルギー消費原単位の低減に努めることが求められており、このことから、本計画においても、この指標を準用し、年 1%の温室効果ガス削減を目標とします。

4. 温室効果ガスの排出削減目標に向けた取り組み

本計画では、「日常的に実践する基礎的取り組み」と「施設設備等の長期的取り組み」の2段階に分けて、各取り組みを展開します。

「日常的に実践する基礎的取り組み」

自らの事務事業の取り組みを見直し、エネルギー使用における無駄の排除や節電の徹底・定着等、身近なところから無理なく取り組めるものを「日常的に実践する基礎的取り組み」として位置づけます。

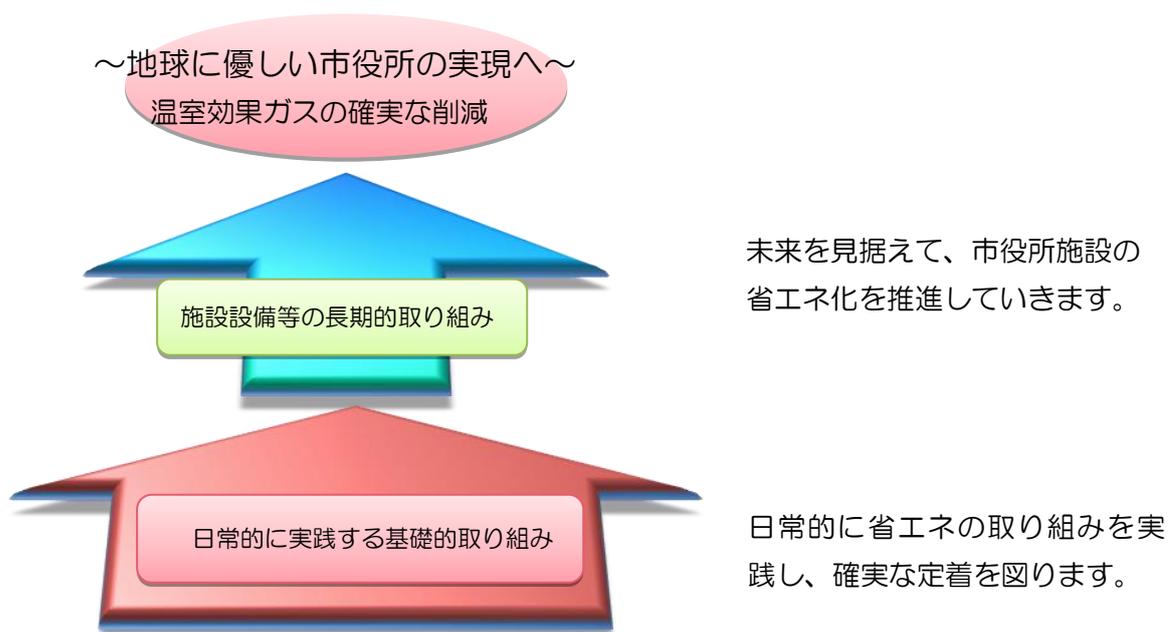
まずは、この基礎的取り組みを確実に実践、普及・啓発することで、地球に優しい市役所の実現に向けた基礎・土台をつくります。

「施設設備等の長期的取り組み」

基礎的取り組みの確実な実施により、土台を固めたうえで、省エネ設備・機器の導入や再生可能エネルギーの導入など、さらにその一歩先へ進むための取り組みとして、未来に向けて長期的な視点で市役所施設の省エネ化を図っていくものを「施設設備等の長期的取り組み」として位置づけます。また、あわせて、今後策定される「(仮) 公共施設の適正配置に関する行動計画」に伴う公共施設数の縮減による温室効果ガスの削減を図っていきます。

これらは、土台を固めたうえでの、多摩市の未来につなげる発展的な取り組みでもありません。

【取り組み段階のイメージ】



【取り組み内容一覧】

日常的に実践する基礎的取り組み	
エネルギー使用量削減の推進	
1	照明機器の適正な使用の推進
2	空調機器の適正な使用の推進
3	OA 機器（パソコン等）の適正な使用の推進
4	その他電気使用機器の適正な使用の推進
5	公用車の適正な使用の推進
省資源化対策の推進	
1	紙類の削減の推進
2	環境配慮製品等の利用の推進
ごみの減量・発生抑制と資源化の推進	
1	分別・資源化の徹底
2	マイバック、マイ箸・マイカップ・マイボトル等使用の推進
3	ファイル、クリップ等 事務用品の有効活用・再利用の推進
環境配慮行動意識に関する普及啓発	
1	温室効果ガス排出状況の見える化と把握
2	地球温暖化対策に関わる情報共有の推進
3	地球温暖化対策・環境保全に関する研修の実施
4	その他、環境配慮行動実践に向けての注意喚起
施設設備等の長期的取り組み	
省エネ設備・機器等の導入	
1	照明設備の高効率化
2	空調設備の高効率化
3	給湯設備の高効率化
4	その他設備等の省エネ化の推進
緑化・雨水利用の推進	
1	緑化の推進
2	雨水利用の推進
再生可能エネルギー（自然エネルギー）の導入	
1	太陽光発電設備の導入推進
2	その他再生可能エネルギー（自然エネルギー）の導入検討

日常的に実践する基礎的取り組み

(1) エネルギー使用量削減の推進

① 照明機器の適正な使用の推進

- ・市民利用施設では市民に対して省エネルギー行動への理解・協力を求めています。
- ・小中学校では、児童・生徒に対して、環境学習等のなかで省エネルギー行動の大切さを伝え、実践につなげていきます。
- ・昼休みの消灯を徹底します（窓口業務中等は除く）。
- ・日中などの明るい時間帯は、業務の支障がなく可能な範囲で、窓際の照明を消灯します（労働安全衛生規則に定める範囲内とする）。
- ・廊下等の共用スペースは、「多摩市福祉のまちづくり整備指針」を踏まえたうえで必要最小限の照度確保に努め、必要以上の照明は間引きします。
- ・トイレ、会議室、給湯室、更衣室、倉庫・書庫等では、使用時以外の完全消灯を徹底します。
- ・残業時や休日出勤時には、勤務者の在席範囲外の照明の消灯を徹底します。
- ・ノー残業デーの定時退庁を徹底します。
- ・屋外照明等は、安全確保に支障のない程度での消灯に努めます。

② 空調機器の適正な使用の推進

- ・市民利用施設では市民に対して省エネルギー行動への理解・協力を求めています。
- ・小中学校では、児童・生徒に対して、環境学習等のなかで省エネルギー行動の大切さを伝え、実践につなげていきます。
- ・温度計等による室温の把握と調整を実施し、冷暖房機器等の温度（冷房は 28℃、暖房は 19℃を目安とする）の設定を徹底します。
- ・気候に合った服装（クールビズ・ウォームビズ等）を心がけ、中間期は積極的に外気を取り入れます。
- ・時間外は冷暖房機器を停止します。ただし、やむを得ず必要な場合は、各施設管理者の了承のうえ使用できるものとします。
- ・ブラインドやカーテン等を積極的に利用し、遮光・断熱を図ります。特に、閉庁日前日の帰庁時は必ずブラインド・カーテンを閉めるよう徹底します。
- ・会議室等、個別設定できる使用しないスペースの冷暖房機器の停止を徹底します。

③ OA 機器（パソコン等）の適正な使用の推進

- ・30分以上の離席時には、パソコンの電源を切ります。
- ・支障のない範囲でパソコンの画面の明るさを抑えます。
- ・パソコンのスタンバイモード、スリープモードなどの省電力設定を徹底します。
- ・ノートパソコンは離席時に必ず液晶画面を閉じ、ディスプレイの電源を切るようにします。

- ・長時間使用しない OA 機器は、支障のない範囲でコンセントを抜き、待機電力の消費を抑えます。

④ その他電気使用機器の適正な使用の推進

- ・市民利用施設では市民に対して省エネルギー行動への理解・協力を求めています。
- ・小中学校では、児童・生徒に対して、環境学習等のなかで省エネルギー行動の大切さを伝え、実践につなげていきます。
- ・荷物の運搬、身体障がい者、重度の疾病、妊産婦以外の職員は、エレベーターを使用しないよう徹底します。
- ・電気ポットやその他保温機能が付いた機器の使用は控え、給湯器を有効利用します。
- ・自動販売機の設置台数の適正化に努めます。そのうえで設置する際には、夜間・休日等で利用者がいない（少ない）と想定できる場合はタイマー等により照明等を消灯します。また、販売機の節電タイプへの切り替えを推進します。
- ・屋内駐車場がある施設については、不要時において駐車場換気の停止を実施します。
- ・便座ヒーター等（温水洗浄便座含む）が導入されている施設は、季節に応じた設定温度の変更を実施します。
- ・その他、長時間使用しない機器はコンセントを抜いて待機電力を削減します。

⑤ 公用車の適正な使用の推進

- ・不必要な急発進、急加速は控え、アイドリングストップの実施を徹底します。
- ・走行ルート合理化や相乗りの励行など、効率的な公用車運行を行います。
- ・タイヤの空気圧チェックなど車両の適切な日常整備を行います。
- ・使用しない荷物を積んだままの運転は行いません。
- ・出張時等はできるだけ、相乗りや公共交通機関を利用します。
- ・日常の連絡業務等に伴う短距離の移動手段として自転車やオートバイの活用を推進します。
- ・各施設の本庁との交換業務等の一層の効率化を図ります。

(2) 省資源化対策の推進

① 紙類の削減の推進

- ・ミスコピーや使用済み片面コピー紙の裏面活用を徹底します。
- ・事務手続きの簡素化を推進し、文書、資料等の共有化を図ります。
- ・会議資料、各種報告書等の印刷物を作成する場合は、紙の使用量を必要最小限とします。
- ・庁内 LAN を最大限活用し、紙面での文書を削減します。
- ・使用済みの封筒は交換便等に再利用します。

② 環境配慮製品等の利用の推進

- ・必要以上の物品購入は禁止します。
- ・修理や部品交換がしやすい商品を利用します。
- ・物品は原則リサイクル品を利用します。
- ・環境ラベル（エコマーク、グリーンマーク、PET ボトルリサイクル推奨マーク、国際エネルギースタープログラム等）が付されている商品を優先して利用します。
- ・詰め替えのできる商品の利用を徹底します。
- ・使い捨て商品の利用は必要最小限とします。
- ・物品等の調達に際して、環境負荷の少ない製品や原材料の使用が促進されるよう調達リストに記載する製品等については詳細な仕様等を事前に確認します。
- ・市の発注する公共工事について、計画及び実施段階で、環境配慮型の施設や設備の導入に努めるとともに、環境負荷の少ない工法の採用や建設廃棄物の削減、建設廃棄物の再利用を進めます。
- ・その他、多摩市グリーン購入推進方針に基き、グリーン購入を推進します。
- ・グリーン購入のより効果的な推進を促進するため、多摩市グリーン購入推進方針の見直しを検討します。

(3) ごみの減量・発生抑制と資源化の推進

① 分別・資源化の徹底

- ・各課でごみ分別・排出に関する担当者を設置し、課の分別排出状況を管理し、分別を推進します。
- ・廃棄文書、図書等の資源化に努めます。
- ・庁舎、施設ごとに資源回収ボックスを適切に配置し、分別の徹底を図ります。
- ・各課で廃棄物の排出量と資源化量の把握に努め、適切な排出管理を行います。
- ・ごみ対策所管職員による定期的な各課の分別排出状況検査を実施し、ごみの分別を徹底します。
- ・施設敷地内の樹木の剪定枝や落ち葉・刈草は、堆肥化等のリサイクルを可能な限り行います。
- ・再生材以外から製造された製品等を使用する場合は、極力、再利用又はリサイクルルートが確立されているものを使用します。

② マイバック・マイ箸・マイカップ・マイボトル使用等の推進

- ・マイバックの使用を推進し、原則として庁舎内売店でのご買物の際には、レジ袋を受けとらないよう努めます。
- ・マイ箸、マイカップ、マイボトルの使用を推進し、割り箸、紙コップ、ペットボトルの排出量を限りなくゼロに近づけるよう努めます。
- ・納入業者から梱包材等の容器包装類は引き取ってもらうよう努めます。

③ ファイル、クリップ等 事務用品の有効活用・再利用の推進

- ・ファイル、クリップ等は可能な限り再利用を行い、むやみに廃棄しないようにします。
- ・各課で事務用品の適切に在庫状況の管理を行い、状況に応じて課どうしで融通しあい、むやみな購入は控えるよう努めます。

(4) 環境配慮行動意識に関する普及啓発

① 温室効果ガス排出状況の見える化と把握

- ・各部、各課、施設ごとの温室効果ガス排出状況の把握の支援を行い、より効果的な温室効果ガス削減対策の実施を目指します。
- ・施設ごとの温室効果ガス排出量を整理して、その情報を共有することで、より効果的な温室効果ガス削減対策の実施を目指します。

② 地球温暖化対策に関わる情報共有の推進

- ・地球温暖化対策に関する情報は、地球温暖化対策の意識啓発を兼ねて、情報提供を行い、全職員で共有します。
- ・地球温暖化対策を推進するにあたり、設備の専門的な知識を要する場面や、大規模な設備更新時などの際、必要に応じ、専門的な外部機関の知見や提案など、外部機関を利用します。

③ 地球温暖化対策・環境保全に関する研修の実施

- ・職員への地球温暖化対策・環境保全に関する意識啓発を目的に、環境に関する研修や講演会等を実施します。

④ その他、環境配慮行動実践に向けての意識喚起

- ・職員からエコロジーに関するアイデアを募集します。

施設整備等の長期的取り組み

(1) 省エネ設備・機器等の導入

設備の更新時や新設時などに、順次高効率な機器や設備の採用に努めます。

① 照明設備の高効率化

- ・ LED 照明や高効率蛍光灯（Hf 型）等の高効率照明の導入に努めます。
- ・ 人感センサー等調光制御システムの導入に努めます。

② 空調設備の高効率化

- ・ 既存の空調設備やポンプ類へのインバータ制御の導入促進を検討します。

③ 給湯設備の高効率化

- ・ エネルギーを多量に消費する施設における、ヒートポンプ方式による高効率熱源機器やコージェネレーションシステムの導入を検討します。

④ その他設備等の省エネ化の推進

- ・ 事務事業に応じた車両台数の適正化に努めます。
- ・ ハイブリット車、低燃費及び低公害車、並びに軽自動車の導入を推進します。
- ・ 電気自動車等のより環境にやさしい車両の導入を検討します。
- ・ その他高効率な設備・機器の導入に努めます。
- ・ 節水型設備・装置を導入し、水の使用量を削減します。
- ・ 必要に応じてトイレに流水音発生装置を設置し、不必要な流水を防止します。
- ・ OA 機器台数の適正化に努めます。

(2) 緑化・雨水の推進

① 緑化の推進

- ・ グリーンカーテンの普及拡大を推進します。
- ・ 屋上緑化・壁面緑化の推進を検討します。
- ・ 学校の校庭芝生化の推進を検討します。

② 雨水利用の推進

- ・ 雨水利用設備の導入に努めます。

(3) 再生可能エネルギー（自然エネルギー）の導入

① 太陽光発電設備の導入推進

- ・施設新設時及び改修時等には、太陽光発電設備の積極的導入を図ります。その際、「屋根貸し事業」等、市・事業者（市民）で連携して設置する手法を検討します。

② その他再生可能エネルギー（自然エネルギー）の導入

- ・その他、バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入の可能性を検討します

5. 計画の推進体制及び進行管理

(1) 推進体制

① 推進組織

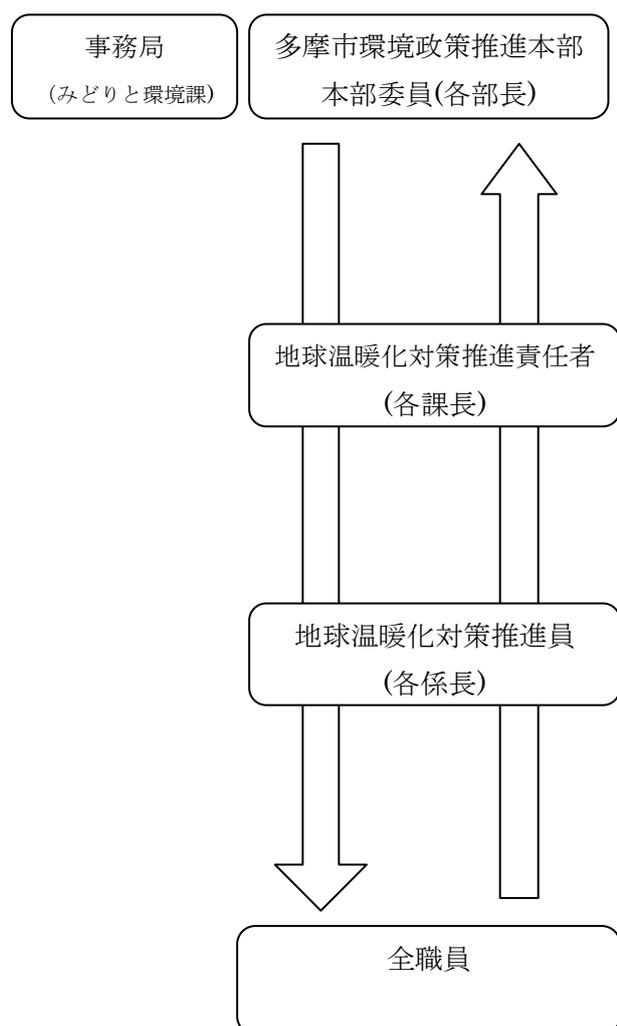
本計画の推進は、多摩市環境政策推進本部にて行い、計画の推進を図るものとします。多摩市環境政策推進本部の役割は、各部或いは各課・各施設の取り組みの総合調整や、実施状況の定期的な把握・点検と、各部の点検結果の報告など、実施、点検・評価、報告を行います。

② 地球温暖化対策推進責任者と推進員の設置

多摩市の事務・事業に係る地球温暖化対策を推進するにあたり、各課、各施設の推進責任者として、各課長相当職を地球温暖化対策推進責任者とします。

また、各係での計画の推進、職員の意見の集約などを目的として、各係長を推進員とします。

【推進体制の体系】



推進本部は、推進責任者からの報告等を踏まえ、計画の進捗状況等について推進本部に報告します。

また、推進本部での審議結果を推進責任者へ伝え、必要な指示を行います。

推進責任者は、推進員からの報告等を踏まえ、計画の進捗状況等について本部委員に報告します。

また、本部委員からの指示や地球温暖化対策に関する情報等を推進員へ伝え、必要な指示を行います。

推進員は、職員からの報告等を踏まえ、計画の進捗状況等について推進責任者に報告します。

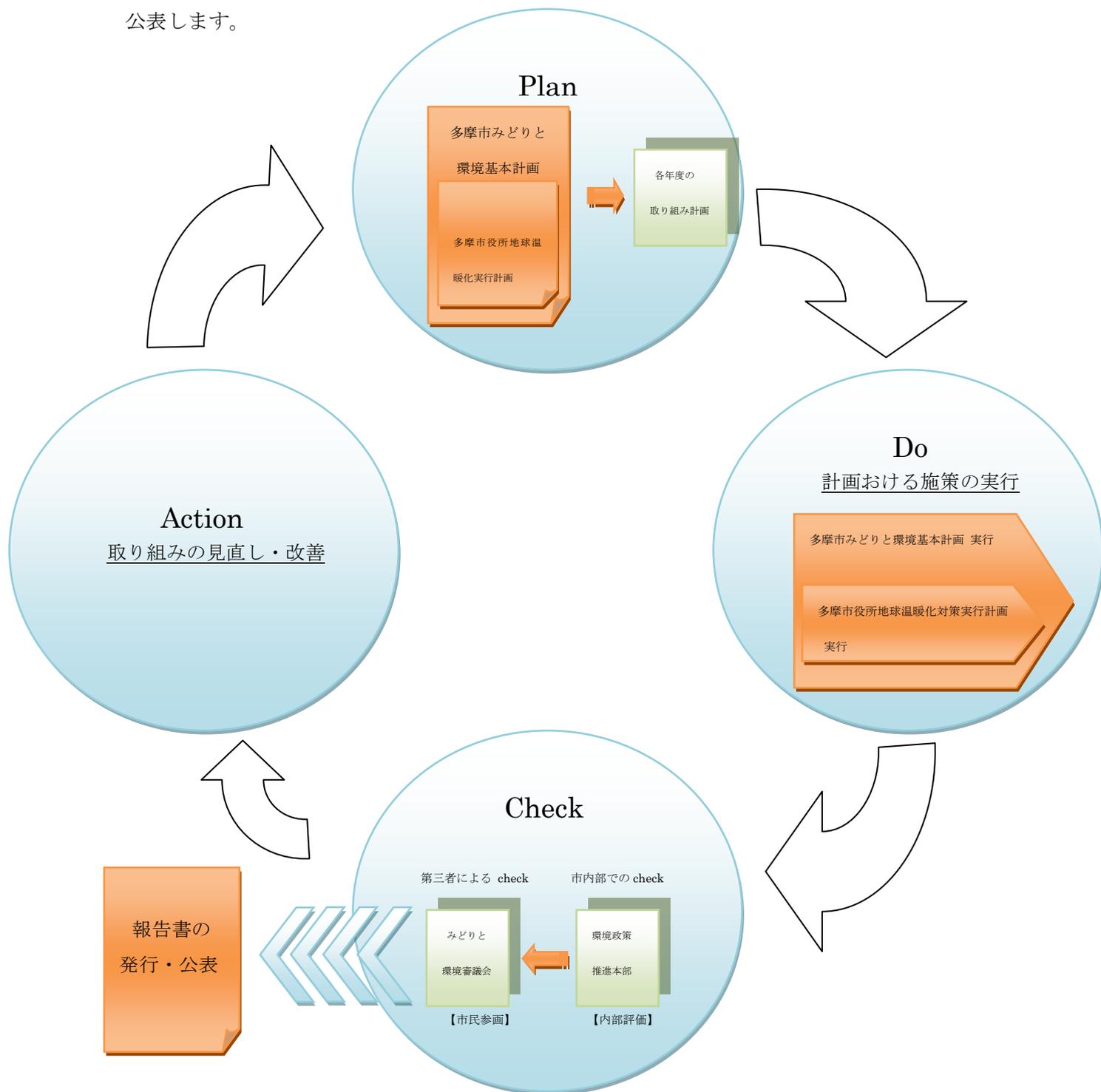
また、推進責任者からの指示や地球温暖化対策に関する情報等を職員へ伝え、必要な指示を行います。

職員は、推進本部の指示に従い、推進責任者及び推進員の下で、温室効果ガス排出量の削減を目的とした取り組みを積極的に推進し、推進員に、計画の進捗状況等について推進員に報告します。

(2) 計画の進行管理

本計画が「多摩市みどりと環境基本計画」の地球温暖化防止に関連する諸施策と整合性を図っていることから、「多摩市みどりと環境基本計画」に基づく市の環境に係る取り組みについて、市民参画による点検・評価・公表という「環境マネジメントシステム」に組み込む形で行います。PDCA マネジメントサイクルに則り、毎年度、計画における施策の取り組みの進捗状況を、市の内部評価を経て市民による第三者評価を行い、計画における目標達成に向けて取り組みを推進します。

また、評価を受けた、各年度の取り組みの進捗状況は、報告書として毎年度取りまとめ、公表します。



(3) 温室効果ガスの排出量の算定

本計画における温室効果ガス排出量の算定方法は、「地球温暖化の推進に関する法律施行令」により定められた排出係数により、各温室効果ガス排出量を二酸化炭素排出量に換算して、取り組み状況を評価していくものとします。

① 二酸化炭素 (CO₂)

- ・燃料（ガソリン、灯油、重油、ガス）使用の場合の換算式

$$\text{二酸化炭素排出量 (kg-CO}_2\text{)} = \text{燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{炭素排出係数} \times \text{CO}_2 \text{換算値} \quad (44/12)$$

- ・電気使用の場合の換算式

$$\text{二酸化炭素排出量 (kg-CO}_2\text{)} = \text{電気使用量} \times \text{排出係数}$$

(排出係数は電気事業者の種類ごとに毎年公表されます)

② メタン (CH₄)

$$\text{二酸化炭素排出量 (kg-CO}_2\text{)} = \text{燃料消費量等} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数} \quad (21)$$

③ 一酸化二窒素 (N₂O)

$$\text{二酸化炭素排出量 (kg-CO}_2\text{)} = \text{燃料消費量等} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数} \quad (310)$$

(4) 温室効果ガス排出量把握の手法

本計画で掲げた温室効果ガスの削減目標の達成に向けては、各取り組みの進捗状況を把握し、評価や改善の見直しにつなげていく必要があります。そのため、各取り組みの進捗状況を把握するための指標を設定します。

また、各取り組みは、「温室効果ガスの排出抑制対策に直接的に資する取り組み」と「温室効果ガスの排出抑制対策に間接的に資する取り組み」の2つに分けられます。「直接的に資する取り組み」については、自らの事務及び事業から排出される温室効果ガス排出量を減じる効果があるものですが、「間接的に資する取り組み」は、あくまで社会全体で見て温室効果ガスの総排出量を減じる効果がある取り組みであり、市の事務・事業から排出される温室効果ガスの排出量に直接、算定対象となるものではありません。

- ・管理指標一覧

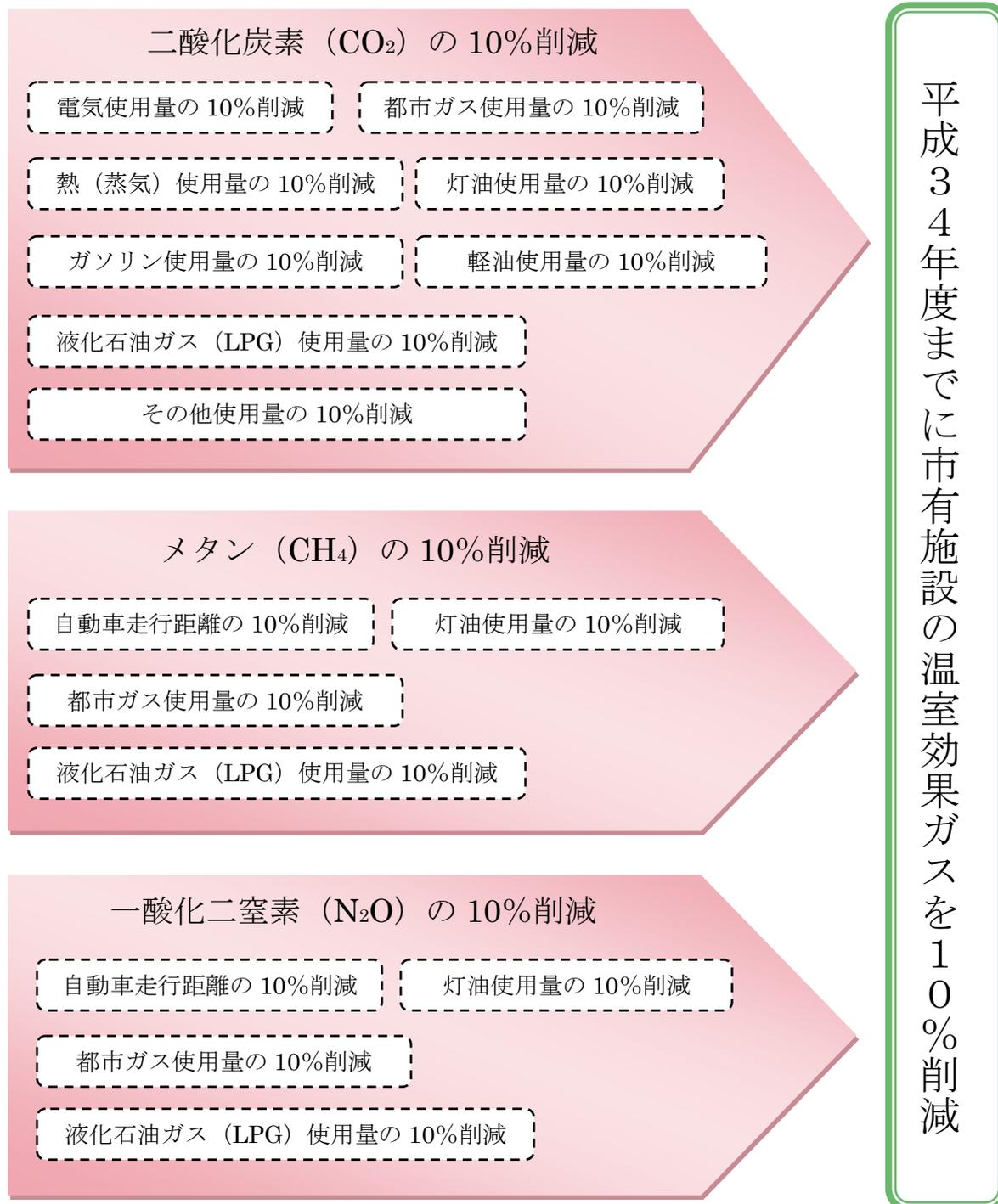
日常的に実践する基礎的取り組み		
エネルギー使用量削減の推進		
取り組み項目	管理指標	取り組みの効果
照明機器の適正な使用の推進	電気使用量	直接的
空調機器の適正な使用の推進	電気使用量、ガス使用量	直接的
OA 機器（パソコン等）の適正な使用の推進	電気使用量	直接的
その他電化製品の適正な使用の推進	電気使用量	直接的
公用車の適正な使用の推進	ガソリン使用量、軽油使用量	直接的

省資源化対策の推進		
取り組み項目	管理指標	取り組みの効果
紙類の削減の推進	用紙使用量	間接的
環境配慮製品等の利用の推進	購入量	間接的
ごみの減量・発生抑制と資源化の推進		
取り組み項目	管理指標	取り組みの効果
分別・資源化の徹底	ごみ量	間接的
マイバック・マイ箸・マイカップ・マイボトル等使用の推進	ごみ量	間接的
ファイル、クリップ等 事務用品の有効活用・再利用の推進	ごみ量	間接的
職員の環境配慮行動意識に関する普及啓発		
取り組み項目	管理指標	取り組みの効果
温室効果ガス排出状況の見える化と把握	全庁への報告数	間接的
地球温暖化対策に関わる情報共有の推進	全庁への周知数	間接的
地球温暖化対策・環境保全に関する研修の実施	実施回数	間接的
その他、環境配慮行動実践に向けての意識喚起	職員の参加数	間接的
施設設備等の長期的取り組み		
省エネ設備・機器等の導入		
取り組み項目	管理指標	取り組みの効果
照明設備の高効率化	導入数	直接的
空調設備の高効率化	導入数	直接的
給湯設備の高効率化	導入数	直接的
その他設備等の省エネ化の推進	導入数	直接的
緑化・雨水利用等の推進		
緑化の推進	緑化面積	間接的
雨水利用等の推進	設置数	間接的
再生可能エネルギー(自然エネルギー)の導入		
太陽光発電設備の導入推進	設置数、発電量等	直接的
その他再生可能エネルギー(自然エネルギー)の導入検討	設置数等、発生エネルギー数	直接的

(5) 目標達成に向けたスキーム

平成 34 年度までに 10%削減という目標達成へ向けての行程として、各取り組みによる温室効果ガスの削減目標を以下のとおり示します。目標達成の考え方としては、各温室効果ガスをそれぞれ 10%削減することで総体として 10%の削減を図ります。

したがって、各取組みの数値目標としては、各取組みの実践により各温室効果ガスの発生源となる燃料使用量等をそれぞれ 10%削減していくことになります。



【主な対象施設】

各温室効果ガスの削減目標値とそのための取組み内容は次のとおりです。

	平成 25 年度	平成 29 年度	平成 34 年度
温室効果ガス総削減量 (t-CO ₂) 【基準値】 12,313	10% 削減		11,082
二酸化炭素 (CO ₂)			
電気使用量の削減			
	平成 25 年度	平成 29 年度	平成 34 年度
温室効果ガス削減量 (t-CO ₂) 【基準値】 8,486	10% 削減		7,637
<p>エネルギー使用量削減の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照明機器の適正な使用の推進 ・空調機器の適正な使用の推進 ・OA 機器 (パソコン等) の適正な使用の推進 ・その他電化製品の適正な使用の推進 <p>省エネ設備・機器等の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照明設備の高効率化 ・空調設備の高効率化 <p>再生可能エネルギー (自然エネルギー) の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備の導入推進 ・その他再生可能エネルギー (自然エネルギー) の導入検討 			
都市ガス使用量の削減			
	平成 25 年度	平成 29 年度	平成 34 年度
温室効果ガス削減量 (t-CO ₂) 【基準値】 3,063	10% 削減		2,757
<p>エネルギー使用量削減の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空調機器の適正な使用の推進 <p>省エネ設備・機器等の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空調設備の高効率化 ・給湯設備の高効率化 ・その他再生可能エネルギー (自然エネルギー) の導入検討 			
熱 (蒸気 (産業用除く)) 使用量の削減			
	平成 25 年度	平成 29 年度	平成 34 年度
温室効果ガス削減量 (t-CO ₂) 【基準値】 294	10% 削減		265
<p>エネルギー使用量削減の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空調機器の適正な使用の推進 			

<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">省エネ設備・機器等の導入</div>			
<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備の高効率化 			
灯油使用量の削減			
	平成 25 年度	平成 29 年度	平成 34 年度
温室効果ガス削減量 (t-CO ₂) 【基準値】 229	<div style="background-color: #f96; border: 1px solid #ccc; padding: 10px; display: inline-block;">10% 削減</div>		206
<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">エネルギー使用量削減の推進</div>			
<ul style="list-style-type: none"> ・空調機器の適正な使用の推進 			
<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">省エネ設備・機器等の導入</div>			
<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備の高効率化 			
ガソリン使用量の削減			
	平成 25 年度	平成 29 年度	平成 34 年度
温室効果ガス削減量 (t-CO ₂) 【基準値】 115	<div style="background-color: #f96; border: 1px solid #ccc; padding: 10px; display: inline-block;">10% 削減</div>		104
<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">エネルギー使用量削減の推進</div>			
<ul style="list-style-type: none"> ・公用車の適正な使用の推進 			
<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">省エネ設備・機器等の導入</div>			
<ul style="list-style-type: none"> ・その他省エネ化の推進 			
液化石油ガス (LPG) 使用量の削減			
	平成 25 年度	平成 29 年度	平成 34 年度
温室効果ガス削減量 (t-CO ₂) 【基準値】 9	<div style="background-color: #f96; border: 1px solid #ccc; padding: 10px; display: inline-block;">10% 削減</div>		8
<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">エネルギー使用量削減の推進</div>			
<ul style="list-style-type: none"> ・空調機器の適正な使用の推進 ・公用車の適正な使用の推進 			
<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">省エネ設備・機器等の導入</div>			
<ul style="list-style-type: none"> ・給湯設備の高効率化 ・その他省エネ化の推進 			

軽油使用量の削減			
	平成 25 年度	平成 29 年度	平成 34 年度
温室効果ガス削減量 (t-CO ₂) 【基準値】 2	10% 削減		1.8
<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">エネルギー使用量削減の推進</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公用車の適正な使用の推進 <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">省エネ設備・機器等の導入</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他省エネ化の推進 			
その他使用量の削減			
	平成 25 年度	平成 29 年度	平成 34 年度
温室効果ガス削減量 (t-CO ₂) 【基準値】 80	10% 削減		72
<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">エネルギー使用量削減の推進</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公用車の適正な使用の推進 <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">省エネ設備・機器等の導入</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他省エネ化の推進 			
メタン (CH ₄)			
	平成 25 年度	平成 29 年度	平成 34 年度
温室効果ガス削減量 (t-CO ₂) 【基準値】 26	10% 削減		23
<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">エネルギー使用量削減の推進</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空調機器の適正な使用の推進 ・ 公用車の適正な使用の推進 <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">省エネ設備・機器等の導入</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給湯設備の高効率化 ・ その他省エネ化の推進 ・ 空調設備の高効率化 ・ その他再生可能エネルギー（自然エネルギー）の導入検討 			

一酸化二窒素 (N ₂ O)		
	平成 25 年度	平成 29 年度
温室効果ガス削減量 (t-CO ₂) 【基準値】 8		
<p>エネルギー使用量削減の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空調機器の適正な使用の推進 ・公用車の適正な使用の推進 <p>省エネ設備・機器等の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給湯設備の高効率化 ・空調設備の高効率化 ・その他省エネ化の推進 ・その他再生可能エネルギー（自然エネルギー）の導入検討 		
		平成 34 年度
		7

【参考】 対象施設一覧

所管部	所管課	施設名
総務部	総務契約課	市庁舎
総務部	総務契約課	鶴牧倉庫
総務部	総務契約課	倉庫(旧桜ヶ丘ポンプ場)
総務部	防災安全課	和田防災倉庫
総務部	防災安全課	連光寺資機材倉庫
総務部	防災安全課	連光寺災害対策井戸
総務部	防災安全課	南野防災倉庫
総務部	防災安全課	第1分団詰所
総務部	防災安全課	第2分団詰所
総務部	防災安全課	第3分団詰所
総務部	防災安全課	第4分団詰所
総務部	防災安全課	第5分団詰所
総務部	防災安全課	第6分団詰所
総務部	防災安全課	第7分団詰所
総務部	防災安全課	第8分団詰所
総務部	防災安全課	第9分団詰所
総務部	防災安全課	第10分団詰所
総務部	防災安全課	防災行政無線
総務部	防災安全課	関戸防災倉庫
総務部	防災安全課	愛宕防災倉庫
市民経済部	市民課	多摩センター駅出張所
市民経済部	市民課	ベルブ永山(証明書発行コーナー分)
市民経済部	市民課	ヴィータ・コミュニネ(聖蹟桜ヶ丘出張所分)
くらしと文化部	市民生活課	ベルブ永山(消費生活センター分)
くらしと文化部	市民活動支援課	連光寺複合施設(連光寺児童館・連光寺学童クラブを含む)
くらしと文化部	市民活動支援課	豊ヶ丘複合施設(豊ヶ丘児童館・豊ヶ丘学童クラブを含む)
くらしと文化部	市民活動支援課	東寺方複合施設(東寺方児童館・東寺方学童クラブを含む)
くらしと文化部	市民活動支援課	諏訪複合施設
くらしと文化部	市民活動支援課	貝取こぶし館
くらしと文化部	市民活動支援課	愛宕かえで館(愛宕コミセン分)
くらしと文化部	市民活動支援課	ゆう桜ヶ丘(桜ヶ丘児童館分含む)

くらしと文化部	市民活動支援課	ひじり館(聖ヶ丘コミセン・聖ヶ丘学童クラブ分)
くらしと文化部	市民活動支援課	トムハウス(落合児童館・落合学童クラブ含む)
くらしと文化部	市民活動支援課	乞田・貝取ふれあい館
くらしと文化部	市民活動支援課	からきだ菖蒲館(唐木田児童館分含む)
くらしと文化部	市民活動調整担当	ヴィータ・コミュニネ(多摩ボランティア・市民活動支援センター分)
くらしと文化部	TAMA女性センター	ヴィータ・コミュニネ(女性センター分)
くらしと文化部	文化スポーツ課	ヴィータ・コミュニネ(文化団体連合・国際交流センター分)
くらしと文化部	文化スポーツ課	パルテノン多摩
くらしと文化部	スポーツ振興担当	多摩市立温水プール
くらしと文化部	スポーツ振興担当	総合体育館
くらしと文化部	スポーツ振興担当	武道館・陸上競技場
くらしと文化部	ごみ対策課	資源化センター
子ども青少年部	子育て支援課	多摩保育園
子ども青少年部	子育て支援課	子育て総合センター
子ども青少年部	子育て支援課	貝取保育園
子ども青少年部	児童青少年課	北諏訪小学校(北諏訪小学童クラブ分)
子ども青少年部	児童青少年課	落合第二学童クラブ
子ども青少年部	児童青少年課	南鶴牧小学校(南鶴牧小学童クラブ分)
子ども青少年部	児童青少年課	大松台小学校(大松台小第一・第二学童クラブ分)
子ども青少年部	児童青少年課	多摩中学校(関戸学童クラブ分)
子ども青少年部	児童青少年課	多摩第二小学校(第二小学童クラブ分)
子ども青少年部	児童青少年課	諏訪児童館
子ども青少年部	児童青少年課	貝取学童クラブ
子ども青少年部	児童青少年課	永山第二学童クラブ
子ども青少年部	児童青少年課	永山小学校(永山小学童クラブ分)
子ども青少年部	児童青少年課	永山児童館(永山学童クラブ含む)
子ども青少年部	児童青少年課	一ノ宮児童館(一ノ宮学童クラブ含む)
子ども青少年部	児童青少年課	愛宕南学童クラブ
子ども青少年部	児童青少年課	愛宕児童館(愛宕学童クラブ含む)
子ども青少年部	児童青少年課	諏訪複合教育施設(諏訪南学童クラブ分)
健康福祉部	福祉総務課	多摩市総合福祉センター
健康福祉部	健康推進課	健康センター(関・一ノ宮含む)
健康福祉部	高齢支援課	愛宕かえで館(愛宕デイサービスセンター分)
健康福祉部	高齢支援課	諏訪複合教育施設(諏訪いきがいデイサービスセンター分)

健康福祉部	高齢支援課	西永山複合施設(永山いきがいデイサービスセンター分)
健康福祉部	高齢支援課	桜ヶ丘デイサービスセンター
健康福祉部	障害福祉課	諏訪複合教育施設(発達支援室ひまわり教室部分)
健康福祉部	障害福祉課	コラボたまワークセンターつくし
都市環境部	道路交通課	街路灯
都市環境部	道路交通課	多摩センター駅前エレベーター
都市環境部	道路交通課	桜ヶ丘倉庫
都市環境部	道路交通課	共同溝
都市環境部	道路交通課	管理棟
都市環境部	道路交通課	稲荷橋エレベーター
都市環境部	交通対策担当	ベルブ永山(永山駅駐輪場)
都市環境部	交通対策担当	多摩市第3放置自転車等保管場所
都市環境部	交通対策担当	多摩市第2放置自転車等保管場所
都市環境部	交通対策担当	多摩市第1放置自転車等保管場所
都市環境部	交通対策担当	多摩センター駅東駐輪場
都市環境部	交通対策担当	多摩センター駅西駐輪場
都市環境部	交通対策担当	聖蹟桜ヶ丘駅南駐輪場
都市環境部	交通対策担当	聖蹟桜ヶ丘駅南第2駐輪場
都市環境部	交通対策担当	聖蹟桜ヶ丘駅東駐輪場
都市環境部	交通対策担当	多摩市路上駐車対策本部
都市環境部	交通対策担当	交通公園
都市環境部	みどりと環境課	公園
都市環境部	みどりと環境課	聖蹟桜ヶ丘駅前公衆便所
都市環境部	みどりと環境課	多摩センター駅前公衆便所
都市環境部	みどりと環境課	豊ヶ丘商店街公衆便所
都市環境部	みどりと環境課	永山駅前公衆便所
都市環境部	下水道課	東寺方排水樋管
都市環境部	下水道課	向ノ岡排水樋管
都市環境部	下水道課	連光寺本村中央ポンプ施設
都市環境部	下水道課	連光寺本村船ヶ台ポンプ施設
都市環境部	下水道課	連光寺本村五丁目南ポンプ施設
都市環境部	下水道課	連光寺本村五丁目ポンプ施設
都市環境部	下水道課	連光寺向ノ岡ポンプ施設
都市環境部	下水道課	第一水源ポンプ施設
都市環境部	下水道課	聖ヶ丘三丁目ポンプ施設

都市環境部	下水道課	諏訪下橋ポンプ施設
都市環境部	下水道課	関戸三丁目ポンプ場
都市環境部	下水道課	関戸古茂川雨水ポンプ施設
都市環境部	下水道課	下水道課資材倉庫
教育部	教育振興課	西永山複合施設
教育部	教育振興課	南永山社会教育施設
教育部	教育振興課	東永山複合施設
教育部	教育振興課	大松台小学校
教育部	教育振興課	南鶴牧小学校
教育部	教育振興課	多摩中学校
教育部	教育振興課	多摩第二小学校
教育部	教育振興課	永山小学校
教育部	教育振興課	和田中学校
教育部	教育振興課	連光寺小学校
教育部	教育振興課	落合中学校
教育部	教育振興課	豊ヶ丘小学校(北豊ヶ丘小)
教育部	教育振興課	北諏訪小学校
教育部	教育振興課	旧北貝取小学校
教育部	教育振興課	旧南豊ヶ丘小学校
教育部	教育振興課	貝取小学校(南貝取小)
教育部	教育振興課	東落合小学校
教育部	教育振興課	東寺方小学校
教育部	教育振興課	東愛宕中学校
教育部	教育振興課	東愛宕小学校
教育部	教育振興課	鶴牧中学校
教育部	教育振興課	多摩第三小学校
教育部	教育振興課	多摩第一小学校
教育部	教育振興課	多摩永山中学校
教育部	教育振興課	青陵中学校(貝取)
教育部	教育振興課	西落合小学校
教育部	教育振興課	西愛宕小学校
教育部	教育振興課	聖ヶ丘中学校
教育部	教育振興課	聖ヶ丘小学校
教育部	教育振興課	諏訪中学校
教育部	教育振興課	諏訪小学校
教育部	教育振興課	旧多摩聖蹟記念館
教育部	教育振興課	瓜生小学校

教育部	教育振興課	ハヶ岳少年自然の家
教育部	永山公民館	ベルブ永山(永山公民館、永山図書館分)
教育部	関戸公民館	ヴィータ・コミュニネ(関戸公民館分)
教育部	図書館	唐木田図書館
教育部	図書館	豊ヶ丘複合施設(豊ヶ丘図書館分)
教育部	図書館	東寺方複合施設(東寺方図書館分)
教育部	図書館	ひじり館(聖ヶ丘図書館分)
教育部	図書館	図書館本館
教育部	図書館	関戸図書館
教育部	学校給食センター	南野調理所
教育部	学校給食センター	永山調理所
教育部	教育センター	諏訪複合教育施設教育センター分(教育振興課分含む)



～地球に優しい多摩市へ～

印刷物番号

24-42

第二次多摩市地球温暖化対策実行計画
～公共施設編～

平成25年3月発行

〔編集・発行〕

東京都多摩市都市環境部みどりと環境課

〒206-8666

東京都多摩市関戸六丁目12番地1

Tel 042(338)6831